

TEM・SEM ライセンス制について

重要

TEM・SEM に対する設備利用申請（設備予約システムで行う。教職員のみが申請できる）は、ライセンスが発効された後に行ってください。

27 年度に、より多くの研究室に TEM・SEM を使っていただくようにするために『TEM・SEM ライセンス制』を導入しました。

具体的には、TEM あるいは SEM の測定を行いたい教職員・学生は、下記のアドレス temsem@cia.uec.ac.jp に、連絡を入れてもらいます。

その後、TEM・SEM 担当の研究支援推進員による講習を（基本、複数回）受けてもらいます。

単独での測定が可能と判断した方には『ライセンス』を発行します。

指導教員は、**研究室の院生等に『ライセンス』が発行された後**に、『ライセンス』を取得した人の**設備利用申請**を行ってください。

注意：利用申請の中にライセンスを持っていない人が含まれている場合は、申請は却下となります。

『ライセンス』を取得した方は、設備予約システムで設備の予約をして、設備を使用することができます。

講習は、年内のどの時点においても、受講できます。

また『ライセンス』を取得した後も、センター高度技術支援員が、測定の相談に応じますので、安心して設備を使っていただくことができます。